

通達様式第10号

(日本産業規格A列4)

取次機関に関する申告書

令和7年4月1日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) さいたまけんかわごえしわきたまち
住 所：埼玉県川越市脇田町9番地5
菊屋ビル1階

②申請者

(ふりがな) かぶしきがいしゃーてーじゃぱん
氏 名：株式会社シーテージャパン

マガラゲ ・ベレーラ
代表取締役 MAGALAGE PERERA
・チャンディカ ・サマンタ
CHANDIKA SAMANTHA

下記の事務所に係る取次機関については、以下の要件を満たしていることを申告します。

1. 当該国において事業を合法的に実施することが認められていること。
2. 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けていないこと。

記

事業所の名称	株式会社シーテージャパン
所在地	埼玉県川越市脇田町9番地5 菊屋ビル1階
取次機関の名称	キョウダイランカ インターナショナル(プライベート)リミテッド KYOUDAI LANKA INTERNATIONAL (PVT) LTD
住所	スリランカ民主社会主義共和国、マラベ、アトゥルギリヤ・ロード534/3号 NO 534/3, ATHURUGIRIYA ROAD, MALABE, SRI LANKA.
事業内容	人材紹介会社



~~有 料 無 料~~
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~
~~有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書~~
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

① 令和 7 年 4 月 1 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) かぶしきがいしゃ シーテージャパン

②申請・届出者 氏 名：株式会社シーテージャパン

マガラゲ ・ペレーラ

代表取締役 MAGALAGE PERERA

・チャンディカ ・サマンタ

CHANDIKA SAMANTHA

- ~~1. 職業安定法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
~~2. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
3. 職業安定法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
~~4. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
~~5. 職業安定法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
~~6. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
~~7. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する・第 33 条の 3 第 2 項において準用する第 32 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり取扱職種の種類等を定めたので届け出ます。~~
~~8. 職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

③許可・届出番号	1 1 - ュ - 3 0 1 3 3 7	
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしきがいしゃシーテージャパン 株式会社シーテージャパン	
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 3 5 0 - 1 1 2 2 電話 : 0 4 9 (2 9 3) 9 6 9 6	
	さいたまけんかわごえしわくたまち 埼玉県川越市脇田町 9 番地 5 菊屋ビル 1 階	
⑥事業所	(ふりがな) 名 称	かぶしきがいしゃシーテージャパン 株式会社シーテージャパン
	(ふりがな) 所在地	さいたまけんかわごえしわくたまち 埼玉県川越市脇田町 9 番地 5 菊屋ビル 1 階



⑦変 更 事 項	取扱地域の追加、取次機関の追加	
⑧変 更 前	【地 域】国内（取次機関の申告無し） 【職 種】全職種	
⑨変 更 後	下記⑩欄のとおり。	
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等	【地 域】国内、スリランカ民主社会主義共和国 【職 種】全職種 【その他】国外においては出入国管理及び難民認定法に基づき、 就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介	
⑪変更(廃止)年月日		
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由		
⑭備 考		

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条各号（第 3 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。